

作成日 2019/12/04

改訂日 2024/10/23

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 6%次亜塩素酸ソーダ
供給者の会社名称 サンワ化学株式会社
住所 静岡県袋井市浅羽2777-1
担当部門 品質保証部
電話番号 0538-23-6611
FAX番号 0538-23-7918
推奨用途 工業用一般
使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

健康有害性 皮膚腐食性/刺激性 区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1
環境有害性 水生環境有害性 短期(急性) 区分1
水生環境有害性 長期(慢性) 区分1
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険
危険有害性情報 H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き
安全対策 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
特別な処置が必要である。(P321)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名

混合物

次亜塩素酸ナトリウム

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
次亜塩素酸ナトリウム	6%	NaClO	(1)-237	既存	7681-52-9
水	94%	H2O	-	-	7732-18-5

4. 応急措置
- 吸入した場合
皮膚に付着した場合
- 眼に入った場合
- 飲み込んだ場合
5. 火災時の措置
- 適切な消火剤
火災時の特有の危険有害性
特有の消火方法
- 消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置
6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
- 環境に対する注意事項
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材
- 二次災害の防止策
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い
- 技術的対策
- 安全取扱注意事項
- 接触回避
- 保管
- 安全な保管条件
8. ばく露防止及び保護措置
- 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
直ちに医師に連絡すること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。
- この製品自体は、燃焼しない。
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。
- 作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。
多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物は回収すること。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。
多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。
- 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。
取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
粉じん、ミストを吸入しないこと。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
施錠して保管すること。

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
--	------	------------	-------------

次亜塩素酸ナトリウム	未設定	未設定	未設定
------------	-----	-----	-----

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
次亜塩素酸ナトリウム	未設定	未設定

設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
保護具	呼吸用保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用保護具を選択し、着用すること。
	手の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。
	眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
	皮膚及び身体の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	液体
形状	透明液体
色	淡黄色
臭い	塩素臭
融点/凝固点	-10°C(at 12%)
引火点	引火せず
pH	pH12~
溶解度	水に易溶
密度及び/又は相対密度	1.07(20°C)

10. 安定性及び反応性

化学的安定性	常温でも徐々に分解して酸素、塩素を放出する。 光、熱、空気に対し不安定で、徐々に分解する。
避けるべき条件	直射日光、熱源の付近。
混触危険物質	酸性物質。金属類(鉄、アルミニウム、すず、亜鉛、銅など)。還元性物質。
危険有害な分解生成物	塩素ガス。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。
	経皮	急性毒性推定値が2500mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性/皮膚刺激性		区分1の成分合計が6%のため、区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		眼区分1の成分合計が6%のため、区分1とした。
呼吸器感受性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

皮膚感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
生殖細胞変異原性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
発がん性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
生殖毒性		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。 (生殖毒性)
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
誤えん有害性		毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		区分1×毒性乗率の成分合計が600%のため、区分1とした。
水生環境有害性 長期(慢性)		区分1×毒性乗率の成分合計が60%のため、区分1とした。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装		容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 UN No. Proper Shipping Class Packing Group Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	IMOの規定に従う。 1791 次亜塩素酸塩(水溶液) 8 III applicable Not applicable
国内規制	航空規制情報 UN No. Proper Shipping Class Packing Group 陸上規制 海上規制情報 国連番号	ICAO/IATAの規定に従う。 1791 次亜塩素酸塩(水溶液) 8 III 非該当 船舶安全法の規定に従う。 1791

品名	次亜塩素酸塩(水溶液)
クラス	8
容器等級	Ⅲ
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書Ⅱ 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1791
品名	次亜塩素酸塩(水溶液)
クラス	8
等級	Ⅲ
緊急時応急措置指針番号	154

15. 適用法令

労働安全衛生法

危険物・酸化性の物(施行令別表第1第3号)
皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素濃度:6~15%の水溶液)

毒物及び劇物取締法

非該当

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)

海洋汚染防止法

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

船舶安全法

腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)

航空法

腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・腐食性物質(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)

食品衛生法

食品添加物

16. その他の情報

参考文献

NITE

その他

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。未知の有害性があるため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さるようお願い致します。